

令和5年

第6回農業委員会総会議事録

令和5年6月6日（火）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（23人）

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
7 番	金 賢志	9 番	森 敏朗
11 番	栗山 信治	12 番	北田 幹夫
13 番	明石 茂	14 番	末永 久義
15 番	林 康弘	16 番	高橋 吉博
17 番	前田 進	18 番	竹内 正治
19 番	永森 薫	20 番	高口 宗範
21 番	稲垣 潔	22 番	山崎 善夫
23 番	堀 正	24 番	有沢 敏博
25 番	小川 博行		

欠 席 委 員（2人）

8 番	炭谷 一三	10 番	進藤 久司
-----	-------	------	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	村中 一也	主 査	村下 哲也
主 査	高木 淳也	主 事	新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 6 分

議長（堀会長）

ただいまから、令和 5 年第 6 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、8 番 炭谷委員、1 0 番 進藤委員 から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

開催に先立ちまして、先月の総会における「議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定」の質疑について、事務局から改めて説明があります。

事務局（浅木）

先月の総会において質疑があった点について回答いたします。

〇〇の法人化に伴う利用権の設定で、1 件だけ有償でその他は全て無償である点ですが、〇〇に確認しましたところ、その 1 件については組合員でなく販売料が支払われないため、今までどおり地代で支払うということでした。

議長（堀会長）

回答については以上になりますが、よろしいでしょうか。
それでは、会議を再開します。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「16番 高橋委員」「17番 前田委員」を指名いたします。

— 会期の決定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、地域の委員の意見に移ります。
議案第2号の申請番号13番について、竹内委員から説明をお願いします。

竹内委員

議案第2号の申請番号13番について説明します。

申請人は、現在射水市内のアパートで妻・子供と3人で生活しており、夫婦ともに勤務先は市内で、子供は〇〇保育園に通園している状況です。子供の成長とともにアパートでは手狭になることに加え、〇〇氏には別の賃貸住宅で生活している母がおり、将来的には同居することを考えていました。子育ての協力、母の介護などを理由に、以前から〇〇地区周辺で住環境を取得したい思いがあり、このたび住宅の取得計画に至りました。

なお、〇〇夫婦並びに両親において所有する別の土地もなく、所有者4名からも譲り受けることを承諾されています。住宅建築において、敷地北側には水路を挟んで農地があることから、農地への日照を確保するようにと地元

及び所有者からの要望があり、空き地を設け対応する予定です。

雨水・排水は勿論ですが、周囲の農地に被害が及ばないように注意する旨を誓約し、地元関係者の了承も得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、7番金委員に関する案件が含まれていますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をいたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— (報告第2号の説明) —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— (報告第3号の説明) —

議長（堀会長）

報告第3号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって令和5年第6回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時35分

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和5年7月6日(木) 午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 配布資料

- ・富山県農業施策に関する政策提案活動の実施について
- ・のうねん5月号

議 長

署名委員

署名委員